

海外経済ミッション団派遣事業支援事業費補助金
支援事業者選定基準

(目的)

第1条 海外経済ミッション団派遣事業支援事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、支援事業者を選定するために、選定基準を設ける。

(選定基準)

第2条 支援事業者を選定するための選定基準は以下のとおりとする。

- 1 「過去3年間、海外への売上実績がない」又は「過去3年間、外国人材の雇用がない」事業者を第1順位とする。
- 2 「過去3年間、海外への売上実績はあるが、経済ミッション団派遣国への売上実績はない」又は「過去3年間、外国人材の雇用はあるが、経済ミッション団派遣国の人材の雇用はない」事業者を第2順位とする。
- 3 上記以外の事業者を第3順位とし、大企業(※)に属する事業者は第4順位とする。
- 4 上記順位において横並びの事業者が発生する場合は、下記2項目において採点を行い、得点の多い順に横並びの事業者での順位付けを行う。
 - (1) 海外経済ミッション団派遣事業の参加目的及び参加理由 (1～5点)
 - (2) 海外経済ミッション団への参加報告書の所属団体で共有方法 (1～5点)

(選定の協議)

第3条 前条選定基準に基づき、産業振興センター外商課長、経営支援課長兼地産地消外商推進部企画監(グローバル担当)、高知県工業振興課長及び雇用労働政策課長が協議のうえ、順位を決定し、予算の範囲内で支援事業者及び旅費の補助額を決定する。

(事務局)

第4条 選定における事務局は、公益財団法人高知県産業振興センター外商課とする。

(その他)

第5条 この選定基準で定めるもののほか、必要な事項については、産業振興センター外商課長、経営支援課長兼地産地消外商推進部企画監(グローバル担当)、高知県工業振興課長及び雇用労働政策課長が協議のうえ定める。

※大企業：下記に示す中小企業者等及び中堅企業等以外

※中小企業者等とは、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（下記①）及び下記②の要件を満たす者、中堅企業等とは、下記③の要件を満たす者とします。

①中小企業者

ア：資本金又は常時使用する従業員数が下表の数字以下となる会社又は個人であること。

業種	要件（いずれかを満たす）	
	資本金	従業員数（常勤）
製造業（下記以外）、建設業、運輸業	3 億円	300 人
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3 億円	900 人
卸売業	1 億円	100 人
小売業	5 千万円	50 人
サービス業（下記以外）	5 千万円	100 人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円	300 人
旅館業	5 千万円	200 人
その他の業種（上記以外）	3 億円	300 人

※1 資本金は、資本の額又は出資の総額です。

※2 常勤従業員は、中小企業等経営強化法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2 か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれません。

イ：以下に該当する企業組合等であること。

名称	要件
企業組合	
協業組合	
事業協同組合、事業協同小組合、共同組合連合会	
水産加工業協同組合、水産加工業共同組合連合会	
商工組合、商工組合連合会	

商店街振興組合、商店街振興組合連合会	直接又は間接の構成員の 2/3 以上が 中小企業者であるもの
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、 生活衛生同業組合連合会	
酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会	
内航海運組合、内航海運組合連合会	
技術研究組合	

②「中小企業者等」に含まれる「中小企業者」以外の法人

法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第二に該当する法人（※ 1）、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に基づき設立された農事組合法人若しくは法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（従業員数が 300 人以下である者に限る。）であること（※ 2）。

※ 1 一般財団法人及び一般社団法人については、非営利型法人に該当しないものも対象となります。

※ 2 法人格のない任意団体（申請時に法人となっていて、任意団体として確定申告をしている場合は申請可能です）、収益事業を行っていない法人、運営費の大半を公的機関から得ている法人は補助対象となりません。また、政治団体や宗教法人などの団体も補助対象となりません。

③中堅企業等

- ・会社若しくは個人、中小企業等経営強化法第 2 条第 1 項第 6 号～第 8 号に定める法人（上記①イ）又は法人税法別表第二に該当する法人（※ 1）、農業協同組合法に基づき設立された農事組合法人若しくは法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人であって、下記の要件を満たす者であること（※ 2）。
- ・上記①又は②に該当しないこと。
- ・資本金の額又は出資の総額が 10 億円未満の法人であること。
- ・資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、従業員数（常勤）（※ 3）が 2,000 人以下であること。

※ 1 一般財団法人及び一般社団法人については、非営利型法人に該当しないものも対象となります。

※ 2 法人格のない任意団体（申請時に法人となっていて、任意団体として確定申告をしている場合は申請可能です）、収益事業を行っていない法人、運営費の大半を公的機関から得ている法人は補助対象となりません。また、政治団体や宗教法人などの団体も補助対象となりません。

※ 3 常勤従業員は、中小企業等経営強化法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2 か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれません。